

平成18営業年度

〔 自平成18年 4月 1日
至平成19年 3月31日 〕

第 2 期

事業計画

本州四国連絡高速道路株式会社

・ 高速道路株式会社法第 10 条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第 10 条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第 8 条第 1 項で規定されている通り、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該営業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成 18 営業年度の事業計画については、事業全体としては総額約 228 億円の事業費、うち道路事業に係る総額は約 197 億円の事業費を予定している。資金計画については、合計約 47 億円の資金を民間の金融機関を通じて調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約 1 億円を見込んでいる。

・事業計画

1 . 高速道路事業に係る事業計画

平成18営業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理費に関しては、適正かつ効率的な維持管理や長大橋及び道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約197億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新築・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本営業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成18営業年度の実業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築		
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	一般国道28号、一般国道30号、一般国道317号、計3路線172.9kmの維持、修繕等	197
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計A（道路事業）		197

なお、上記以外に道路資産賃借料583億円の支出が存在する。

2 . 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成18営業年度における高速道路事業以外の関連事業については、休憩所、給油所等の管理、国、地方公共団体等の委託に基づく事業及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の管理に関しては、既存サービスエリア等の適正な管理を実施するために、事業費約3億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及び長大橋の調査、設計等並びに日本高速道路保有・債務返済機構の委託に基づく鉄道施設の管理に関しては、委託事業を着実に実施するため、約28億円の受託事業費を予定している。

なお、その他事業については、駐車場業などの占用施設活用事業等を新たに展開する。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成18営業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の管理	淡路サービスエリアなど11箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	3
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（1）	道路の維持・管理等に関する受託	16
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の委託に基づく本州と四国を連絡する鉄道施設の管理	本四淡路線、本四備讃線、計35.9kmの管理	9
国、地方公共団体等の委託に基づく長大橋に関する調査、設計、試験及び研究等（2）	長大橋に関する調査、設計、試験及び研究	2
その他の事業	駐車場業などの占用施設活用事業10箇所及び不動産の賃貸2箇所等	0
合計B（道路事業以外）		31

合計（A+B）（全事業）		228
--------------	--	-----

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

- 1 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金を含む。
- 2 この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく長大橋に関する調査、設計、試験及び研究等の所要資金を含む。

資金計画書

平成18営業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)	785.4	754.2	31.2
高速道路事業営業収入	754.2	754.2	
関連事業営業収入	31.2		31.2
S A・P A事業収入	3.4		3.4
その他の事業収入	0.2		0.2
受託事業収入	27.6		27.6
営業外収入			
(資本的収入)	47.3	47.3 (47.3)	
社債・借入金	47.3	47.3 (47.3)	
政府保証債		()	
政府からの無利子借入金		()	
機構からの無利子借入金		()	
財投機関債		()	
民間借入金	47.3	47.3 (47.3)	
前期繰越金	56.1	53.9 ()	2.2
合 計	888.8	855.5 (47.3)	33.4
支出の部			
(営業的支出)	754.6	725.2	29.5
高速道路管理費	146.3	146.3	
道路維持管理費	35.1	35.1	
道路業務管理費	44.2	44.2	
一般管理費等	67.1	67.1	
道路資産賃借料	578.8	578.8	
関連事業管理費	29.5		29.5
S A・P A事業管理費	1.8		1.8
その他の事業管理費	0.1		0.1
受託事業営業費	27.6		27.6
(資本的支出)	60.9	59.7 (47.3)	1.2
高速道路新設・改築費		()	
新設・改築費		()	
一般管理費		()	
支払利息等		()	
高速道路修繕費	50.9	50.9 (47.3)	
修繕費	46.9	46.9 (43.4)	
一般管理費	3.6	3.6 (3.5)	
支払利息等	0.4	0.4 (0.4)	
関連事業建設費	1.2		1.2
S A・P A事業建設費	1.2		1.2
その他の事業建設費	0		0
社債等償還金	8.9	8.9	
次期繰越金	73.3	70.6 ()	2.7
合 計	888.8	855.5 (47.3)	33.4

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

前期繰越金には前年度の「道路資産賃借料」の未払金44.5億円、「受託事業」の未払金2.2億円を、次期繰越金には当年度の「道路資産賃借料」の未払金48.6億円、「受託事業」の未払見込金2.2億円(前期繰越金の未払金同額)を含む。

収支予算書

平成18営業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
経常損益の部			
（営業損益の部）			
・高速道路事業営業損益			
1．営業収益	797.0	797.0	
（1）料金収入	751.1	751.1	
（2）その他収入	45.9	45.9	
・道路資産完成高	45.9	45.9	
2．営業費用	795.8	795.8	
（1）道路資産賃借料	555.1	555.1	
（2）道路資産完成原価	45.9	45.9	
（3）管理費用	162.1	162.1	
・維持修繕費	33.4	33.4	
・管理業務費	42.4	42.4	
・一般管理費	66.3	66.3	
・租税公課	1.7	1.7	
・減価償却費	18.2	18.2	
（4）引当金等	32.8	32.8	
高速道路事業営業利益	1.1	1.1	
・関連事業営業損益			
1．営業収益	29.7		29.7
（1）SA・PA事業収入	3.2		3.2
（2）その他の事業収入	0.2		0.2
（3）受託事業収入	26.3		26.3
2．営業費用	28.9		28.9
（1）SA・PA事業費	2.5		2.5
（2）その他の事業費	0.1		0.1
（3）受託事業費	26.3		26.3
関連事業営業利益	0.8		0.8
全事業営業利益	2.0	1.1	0.8
（営業外損益の部）			
・営業外収益			
・営業外費用	1.1	1.1	
経常利益	0.8		0.8
特別損益の部			
・特別利益			
・特別損失			
税引前当期純利益	0.8		0.8
法人税、住民税及び事業税	0.3		0.3
法人税等調整額			
当期純利益	0.5		0.5

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。